

# 令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第9回総会

日時：令和元年11月29日(金)午後3時30分～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

## — 会 議 次 第 —

### 議 事

#### 1 答 申

- (1) 「(仮称)今井土地区画整理事業」環境影響評価調査計画書
- (2) 「(仮称)中野四丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書
- (3) 「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線(立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間)建設事業」環境影響評価書案

#### 2 諮 問

「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

#### 3 受理報告

#### 4 その他

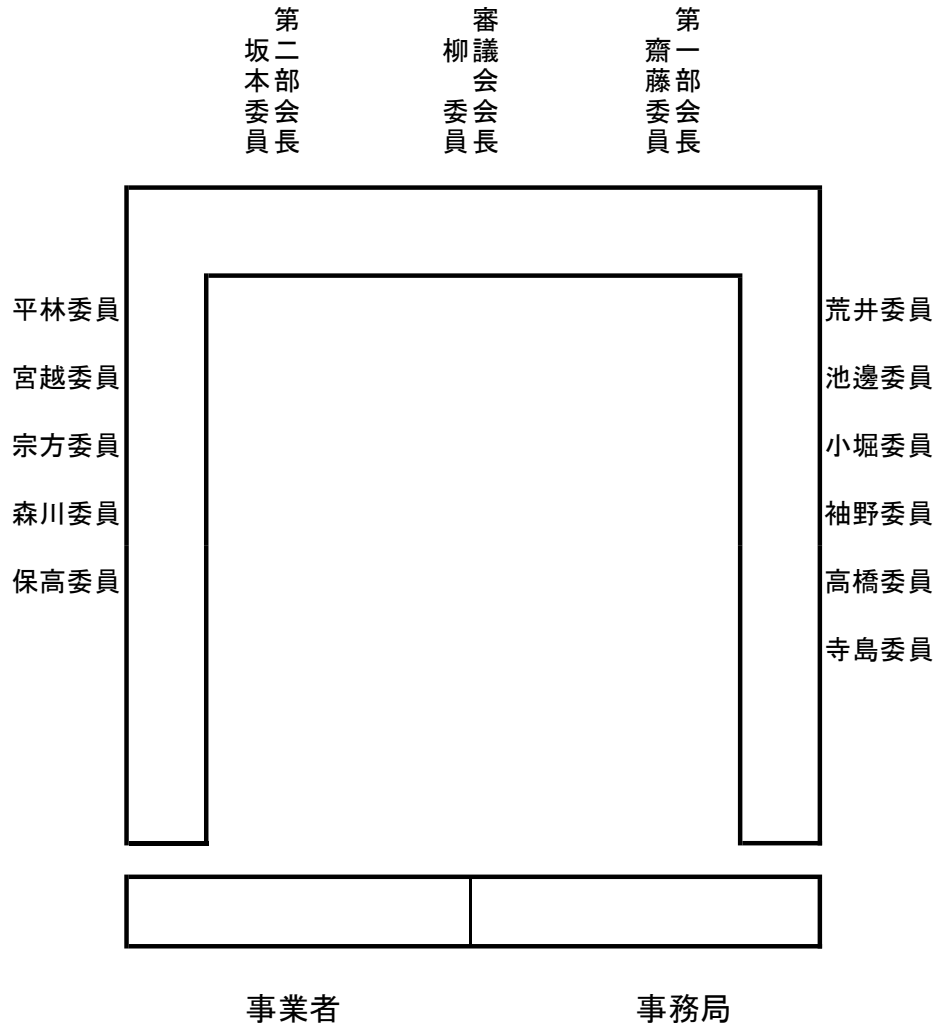
### 【審議資料】

- 資料1 「(仮称)今井土地区画整理事業」環境影響評価調査計画書について
- 資料2 「(仮称)中野四丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について
- 資料3 「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線(立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間)建設事業」環境影響評価書案について
- 資料4 「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について
- 資料5 受理報告

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第9回総会 座席配置

日時：令和元年11月29日（金）午後3時30分～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21



資料 1

令和元年 11 月 29 日

東京都環境影響評価審議会  
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会  
第一部会長 齋 藤 利 晃

「(仮称) 今井土地区画整理事業」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

## 「（仮称）今井土地区画整理事業」に係る環境影響評価調査計画書 について

### 第1 審議経過

本審議会では、令和元年9月13日に「（仮称）今井土地区画整理事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長等の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第2 審議結果

#### 【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺の交通量は、物流施設からの発生集中交通量の影響を受けるとしていることから、予測・評価に当たっては、将来交通量の算定を適切に実施し、その過程を環境影響評価書案において詳細に記載すること。

#### 【地盤】

本事業では、地下水の揚水は行わず、切土削深度もG.L. -10m以浅のため地下水脈の切断は生じないとしているが、矢端川が近接する計画地北側は高低差があることから、施工方法の詳細や計画地の地下水位を示した上で、環境影響評価項目として選定しない理由を明らかにすること。

### 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和元年9月13日	・調査計画書について諮問
部 会	令和元年11月22日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、地形・地質、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財、廃棄物) ・総括審議
審議会	令和元年11月29日	・答申

資料 2

令和元年 11 月 29 日

東京都環境影響評価審議会  
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会  
第二部会長 坂 本 慎 一

「(仮称) 中野四丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査  
計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

## 「（仮称）中野四丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について

### 第1 審議経過

本審議会では、令和元年9月26日に「（仮称）中野四丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第2 審議結果

#### 【景観】

計画地近傍には中野四季の森公園が存在し、人の滞留が考えられることから、必要に応じて圧迫感の調査地点の追加をするとともに、その変化の程度について予測・評価すること。

### 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和元年9月26日	・調査計画書について諮問
部 会	令和元年11月18日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、 水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自 然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果 ガス) ・総括審議
審議会	令和元年11月29日	・答申



資料 3

令和元年 11 月 29 日

東京都環境影響評価審議会  
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会  
第二部会長 坂 本 慎 一

「立川都市計画道路 3・3・30 号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目  
～栄町四丁目間）建設事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「立川都市計画道路 3・3・30 号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」に係る環境影響評価書案について

## 第1 審議経過

本審議会では、平成 31 年 3 月 28 日に「立川都市計画道路 3・3・30 号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

## 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

### 【騒音・振動】

自動車の走行に伴う道路交通騒音レベルは、評価の指標とした環境基準を満足するとしているが、現況を大きく上回り、その影響も懸念されていることから、環境保全のための措置の内容について詳細を記載するとともに、地域住民に対して十分な説明を行うこと。

### 【景観】

計画道路による景観への影響を長期的に低減させるため、より一層の環境保全のための措置を検討し、周辺の公共施設とも連携しながら、地域景観に十分に考慮された緑を創出するとともに、適切に維持管理すること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	平成 31 年 3 月 28 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 元年 8 月 26 日	・現地視察
部 会	令和 元年 9 月 20 日	・質疑及び審議
部 会	令和 元年 10 月 23 日	・質疑及び審議
公聴会	令和 元年 10 月 29 日	・都民の意見を聴く会を開催
部 会	令和 元年 11 月 18 日	・総括審議
審議会	令和 元年 11 月 29 日	・答申

31 環 総 政 第 629 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

令和元年 11 月 29 日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第 505 号 「(仮称) 西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

## 受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書 案	・ (仮称) 西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業	令和元年 11 月 14 日
2 環 境 影 響 評 価 書	・ (仮称) 品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業	令和元年 10 月 17 日
3 変 更 届	・ 白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業	令和元年 10 月 21 日
	・ 東武伊勢崎線 (竹ノ塚駅付近) 連続立体交差事業	令和元年 10 月 25 日
4 着 工 届 (事後調査計画書)	・ (仮称) 赤坂二丁目プロジェクト	令和元年 10 月 2 日
	・ 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線 (多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間) 建設事業	令和元年 11 月 8 日

「(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」  
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
大気汚染	建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大濃度地点では環境基準を上回り、本事業による寄与率が高く、また到達範囲も広いことから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の一層の低減に努めるとともに、事後調査において詳細に検証し、報告すること。	環境保全措置の内容を作業員に周知徹底するよう施工者を指導すること、事後調査に当たっては環境保全措置の実施内容を把握し報告書に記載することなどを環境保全のための措置に追記した。 (本編 116～117 ページ)
騒音・振動	各街区における建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、これらの数値が高いことから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査に当たっては、周辺への影響を適切に把握すること。	建設機械稼働台数の低減・平準化に努めること、事後調査に当たっては街区毎の建設機械の稼働最盛期や配置状況を把握し適切に実施することを環境保全のための措置に追記した。 (本編 174 ページ)
	関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、夜間において一部の地点で環境基準を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の影響を低減するよう努めること。	管理用車両の効率的な運用、誘導員の適切な配置等の対策を確実に実施し、騒音の影響の低減に努めることを環境保全のための措置に追記した。 (本編 174 ページ)
風環境	本事業では新駅と一体的に広場や歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、広場やデッキ等における環境保全措置を確実に実行するとともに、事後調査においても調査地点を適切に選定し、必要に応じて対策を講じること。	広場やデッキ等における環境保全措置を確実に実施するとともに、事後調査においても適切な地点を選定することを環境保全のための措置に追記した。 (本編 320 ページ)

項目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
廃棄物	<p>計画建物の建設に伴う建設廃棄物等及び事業活動に伴う事業系廃棄物について、建物用途別に排出量、再資源化量等を予測しているが、本事業は、複数の街区が存在しかつ各街区の規模が大きいことから、街区別に排出量、再資源化量等を予測・評価すること。</p>	<p>建設廃棄物及び事業系廃棄物の排出量、再資源化量等について、街区別に予測・評価した。 (本編 388～390 ページ、 本編 394～397 ページ)</p>
温室効果ガス	<p>本事業は、C40（世界大都市気候先導グループ）が推進する「クライメット・ポジティブ開発プログラム」に日本で初めて参加が認められた事業であることから、環境保全のための措置を積極的に導入するとともに、本事業が低炭素都市の実現に向けた先導的な事例となるよう努めること。</p>	<p>自営電力使用、再生可能エネルギー利用等の対策を積極的に導入し、低炭素都市の先導的な事例となるよう努めることを環境保全のための措置に追記した。 (本編 422 ページ)</p>
	<p>環境保全のための措置に挙げられている自営電力使用、再生可能エネルギー利用設備等の様々な対策について、導入の結果と具体的な効果を、事後調査において詳細に報告すること。</p>	<p>自営電力使用、再生可能エネルギー利用等の対策の導入結果と効果を事後調査において報告することを環境保全のための措置に追記した。 (本編 422 ページ)</p>

## 10 月 受理報告に係る助言事項一覧 (事業者回答)

報告年月日：令和元年 11 月 1 日

■事後調査報告書について

事業名：八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その2）

項 目	助言事項	事業者の回答
大気汚染	1	<p>調査期間中におけるバックグラウンド濃度について、予測手法と同様の手法で求めた結果が表 1-5 に掲載されています。せっかく求めたバックグラウンド濃度ですが、「1.2 予測結果と事後調査の結果との比較検討」の考察でその結果は触れられていません。二酸化窒素(NO2)濃度が予測値を下回っていること、および、浮遊粒子状物質(SPM)が予測値程度であった、ということですが、バックグラウンド濃度についても同様の傾向が見られておりますので、いくつか理由を考察していただいている中に含めて記載しておくと思いいます。</p>



## 11 月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和元年 11 月 29 日

### ■変更届について

事業名：白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業

項目	助言事項		委員
騒音・振動	1	工事中の騒音・振動が大きくなるようですし、工期の延長によって地域環境に影響を及ぼす期間も長くなります。これまで以上に、地域環境への配慮を心掛けて下さい。	高橋委員
手続き	2	今回の変更理由となった病院の閉鎖や工場の移転がわかった時期がわかる記載にした方が良いのではないのでしょうか。工事工程をみると初年度に実施する土木工事が実施されていないことから早い段階のように感じますが、p. 51 では平成 29 年に一度変更届が提出されており、事後調査も一度報告していただいているようですが、今回の変更は最初の変更では反映できない内容だったのでしょうか。	池本委員

事業名：東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業

項目	助言事項		委員
騒音・振動	1	工事中の騒音・振動に大きな変化はなさそうですが、工期の延長によって地域環境に影響を及ぼす期間が長くなります。常に地域環境への配慮を心掛けて下さい。	高橋委員
廃棄物	2	鋼矢板の存在を確認した時期がわかる記載にした方が良いのではないのでしょうか。表 4. 1-2～推測すると駅建築工事の着手が遅れているので平成 28 年度あたりでしょうか。事後調査はその 4 まで提出されているようですが、変更届が後追いになっているように感じます。	池本委員
廃棄物	3	発生量の見直しを行っていただいておりますが、評価書では再資源化率もセットで検討していると思われしますので併せて記載したほうが良いのではないのでしょうか。	池本委員